_ /	□ ✓ 審 査 請 求 書 (初 葉)					審査請求書の書き方		
	: 受 ) 付印 ) (	- (注)必ず次葉とと	とに 正副2通を				国 税 不 服 審 判 所 ホームページ https://www.kfs.go.jp	
* \	/	所轄の国税不服審: ださい。	利所に提出してく 通信日付 確 認 整 ※ 審判所	号カード/通知カード・運転免許証		審査請求 を経て審査 (更正等の	(き方」は、審査請求書の様式に従って説明してありますので、記載例と併せてお読みください。 書の記載例は、審判商事株式会社が麹町税務署長から以下のような更正等を受けたことに対して、異議申立て 請求に及んだ場合を例として掲げています。 内容)	
国税不服審判所長 殿					•	② 平成	②年4月1日~平成△年3月31日及び平成△年4月1日~平成□年3月31日事業年度の法人税の更正処分 ②4年4月1日~平成□年3月31日事業年度の復興特別法人税の更正処分 び②に係る過少申告加算税の賦課決定処分	
審查請求人	②			←	5 4	②年4月1日~平成△年3月31日及び平成△年4月1日~平成□年3月31日課税期間の消費税の更正処分 係る過少申告加算税の賦課決定処分 明な点がございましたら、各国税不服審判所にお問い合わせください。		
	③ (ふりがな) (しんぱんしょうじ かぶしきがいしゃ) 個人番号 氏名・名称 審判商事株式会社 Zは法人番号 !!!!!!!!!!				① 請求年月口 審査請求書の提出年月日を記載してください。			
				<b>├</b>	② 住所・所在地 ② 住所・所在地 (納税地) 審査請求をしようとする方の住所(法人の場合は、所在地)又は居所を記載してください。住所(所 在地)又は居所と納税地が異なる場合は、上段に住所(所在地)又は居所を、下段に納税地を括弧書き で記載してください。			
	文の代表者 氏 名	Xの は代表(ふりがな) 者氏名・名称 審判 太郎				- 個人の場合には、③欄に氏名を記載してください。 - 法人の場合には、③欄に名称を、①欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載してください。 - 法人の場合には、③欄に名称を、①欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載してください。 - 個人番号又は 法人番号 個人番号又は 「大番号を開催して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載してくている。なる。 - 後代又は また 第4年第4年8月の記載といる。な		
⑤代理人	, <del></del>	住所・所在地       〒       委任状(代理人の選任届出書)を必ず添付してください。         (ふりがな)       (         (       (			}←			
	氏 名 ⑥原処分庁	名·名 称				法人の代表者 合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番		
審查請 水 保 不 処分 (原 処分)	⑦処分日等	原処分(下記®)の通知書に記載された年月日: 平成 ② 年 ③ 月 ③ 日付       東正・決定・加算税の膨縄決定などの処分に係る目付であり、異議決定に係る目付を に係る目付であり、異議決定に係る目付と は異なりますからご注意ください。			} ←		号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 ・ 総代が互選されている場合には、①欄に総代の住所又は居所及び氏名 (総代が法人の場合は所在地及 び名称)を記載してください。なお、総代選任届出書を必ず添付してください。 ・ 氏名又は名称には、振り仮名を付けてください。	
		税 目 等 1 申告所得移	<ul><li>処 分 名</li><li>② 更正</li><li>2 決定</li><li>3 青色申告の承認取消し</li></ul>	法人税 ← 平○. 4.1~△.3.31事業年度分 平△.4.1~□.3.31事業年度分			・ 代理人が選任されている場合には、代理人の住所又は居所及び氏名(税理士法人の場合は、所在地及び名称)を記載してください。 ・ 氏名又は名称には、振り仮名を付けてください。 ・ 委任状(代理人の選任届出書(税理士の場合には、税務代理権限証書))を必ず添付してください。	
	⑧ 処分名等	2 復興特別所得税 3 法 人 税 4 復興特別法人税 5 地 方 法 人 税	5 更正の請求に対する更正 ⑥ 過少申告加算税の賦課決定	平△, 4, 1~□, 3, 31事業年度分  法人税 ▼○, 4, 1~△, 3, 31事業年度分		署長」、「○○国税局長」等)を記載してください。	原処分の通知書に、「国税局の職員の調査に基づいて行った」旨の付記がある場合には、その国税局長が原	
			8 重加算税の赎課決定 9 その他 ( )	平△. 4. 1 ~□. 3.31事業年度分 復興特別法人税 平△. 4. 1 ~□. 3.31事業年度分				
		<ul><li>消費税・</li><li>地方消费 税</li><li>移 税</li><li>8 贈 与 税</li><li>9 地 価 税</li></ul>	<ul><li>● 更正</li><li>2 決定</li><li>3 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知</li></ul>	平○. 4. 1 ~△. 3.31課稅期間分       平△. 4. 1 ~□. 3.31課稅期間分			下段には、「⑧処分名等」の各欄に記載する処分の通知書の送達を受けた年月日を記載してください。なお、	
			4 更正の建立に対する更正	▼○. 4. 1~△. 3.31課税期間分		•	「税目等」の各欄は、審査請求に係る処分の税目等の番号(税目が複数あれば該当する全ての番号)を○で 囲んでください。なお、番号「1」~「12」以外の場合(例:印紙税、登録免許税)には、番号「13」を○で囲み[ ] 内に税目等を記載してください。	
			6 無申告加算税の賦課決定   7 重加算税の賦課決定   8 その他[ ]   ]	平△. 4. 1~□. 3.31課稅期間分	<b></b>	<ul><li>⑧ 処分名等</li><li>・加</li><li>・加</li><li>・如</li></ul>	・ 「処分名」の各欄は、税目ごとに審査請求に係る処分名の番号を○で囲んでください。なお、該当する処分 名が掲げられていない場合は、各欄の「その他」に処分名を記載してください。 加算税については、加算税の各欄の番号を○で囲んでください。	
		10 源 泉 所 得 移 11 復興特別所得称	1 納税の告知 9 不知社和管路の評測社会				「滞納処分等」の各欄は、差押え等の滞納処分のほかに、第二次納税義務の告知や延納等国税の徴収に係る 処分を記載してください。また、「3 公売等」及び「4 相続税の延納又は物納」については、審査請求の 対象となる処分を○で囲むか、又は同欄の「その他」に処分名を記載してください。	
			3 重加算税の賦課決定       1 客促 (客促に係る国税の税目:       2 差押え (差押えの対象となった財産:       ]			<ul> <li>「対象年分等」の各欄は、処分名欄で○で 象月分等を記載してください。なお、対象年</li> <li>法人税と復興特別法人税、申告所得税と復</li> </ul>	「対象年分等」の各欄は、処分名欄で○で囲んだ処分名ごとに対象年分、対象事業年度、対象課税期間、対象月分等を記載してください。なお、対象年分等が複数の場合は、それぞれ記載してください。 法人税と復興特別法人税、申告所得税と復興特別所得税のように複数の年分の処分が存在する場合には、そ	
		12 滞納 処 分 等	3 公売等 [a 公売公告、b 最高価申込者の決定、c 売却決定、d 配当、e その他 ( ) ]         4 相続税の延納又は物約 [a 延納の許可の取消し、b 物納申請の却下、c その他 ( ) ]         5 充当         6 その他 [ ]				れぞれ税目を記載の後に年分を記載してください。 「対象年分等」の各欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。 【記載例】・ 申告所得税 (及び復興特別所得税) の場合平成○年分 ・ 法人税の場合平成○年○月○日~平成○年○月○日事業年度分	
		13 そ の 他					(連結事業年度に係るものの場合・・・・・平成○年○月○日を主結事業年度分) ・復興特別法人税の場合・・・・・平成○年○月○日~平成○年○月○日事業年度分 ・消費税・地方消費税の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

審 香 請 求 書 (次 葉) 次葉にも、審査請求人氏名(名称)を必ず記載してください。 審查請求人氏名 (名称) 審判商事株式会社 「異議申立年月日」欄には、異議申立書の提出年月日を記載してください ⑨ 異議申立てをし 審査請求を行う前に、異議申立てに対する異議決定書謄本の送達を受けた場合には、番号「1」を○で 囲み、送達を受けていない場合には、番号「2」を $\bigcirc$ で囲んでください。なお、番号「1」を $\bigcirc$ で囲ん をした場合 た場合 ■ 異議決定あり・ (該当する 平成 〇 年 〇 月 〇 日 ・異議決定書謄本の送達を受けた年月日 だ場合には、異議決定書謄本の送達を受けた年月日を記載してください。 番号を○ 2 異議決定か1 用 ま p. ) 異議申立てをしないで直接審査請求する場合、その理由が番号「1」 $\sim$ 「3」のいずれかに該当するとさは、該当する番号を $\bigcirc$ で囲んでください。また、その理由が「1」 $\sim$ 「3」に掲げる理由のいずれにも ① 異議申立てを 1 所得税若しくは法人税の青色申告書又は連結確定申告書等に係る更正であるので、審査請求を選択する。 原処分に係 該当しないときは、番号「4」を○で囲み、その理由を〔〕内に記載してください。 していない場合 る異議申立 【記載例】 原処分の通知書に審査請求をすることができる旨の教示がある。 ⑩異議申立て 2 原処分の通知書が国税局長名 (国税局長がした処分) であるので、審査請求を選択する。 ての状況 をしていた い場合 (該 3 原処分の通知書に異議申立てをすることができるという教示がないので、審査請求を選択する。 審査請求の対象とする処分の取消し等を求める範囲について、番号「1」~「3」のうち該当する番号 ① 審査請求の趣旨 を○で囲み、「2 一部取消し」又は「3 その他」の場合には、その求める範囲を具体的に記載してく 当する番号 4 その他 を○で囲 む。) 【2 一部取消しの場合の記載例】 初葉記載の申告所得税(及び復興特別所得税)の平成〇年分の更正処分のうち所得金額△△円を超え る部分に対応する税額に係る更正処分の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消 ◎該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。 しを求める。 【3 その他の場合の記載例】 全部取消し……初葉記載の原処分(異議決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分)の全部の取消しを求める。 初葉記載の贈与税の延納条件を2年とする処分を3年へ変更することを求める。 ①審査請求 2 一部取消し……初葉記載の 原処分の全部又は一部の取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。 の趣旨 (処 この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。 分の取消 し又は変 【申告所得税の場合の記載例】 ② 審査請求の理由 私は、土地家屋を平成○年○月○日に譲渡したので、租税特別措置法第35条第1項の特別控除の規定 更を求め の取消しを求める。 る範囲) を適用して所得税の確定申告書を提出したが、A税務署長は、当該規定の適用は認められないとして更 正処分等を行った。これは、次のとおり事実を誤認したものである。 3 その他… (以下、主張する事実関係を詳しく記載してください。) 【源泉所得税の場合の記載例】 B税務署長は、外注先甲に対する支払が所得税法第183条第1項の給与等に該当するとして源泉所得 ◎取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。 税の納税告知処分をしたが、この処分は次の理由より法律の適用誤りである。 なお、この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。 (以下、適用誤りとされる理由を詳しく記載してください。) 【相続税の場合の記載例】 当社が、得意先に対するサービス用品の配付に要した費用を広告宣伝費 私は、相続により取得したゴルフ会員権の価額を○○円と評価して相続税の申告をしたが、C税務署 長はこれを△△円と評価して更正処分等を行った。しかしながら、これは次のとおり評価を誤ったもの として損金の額に算入したところ、麹町税務署長は、当該費用が租税特別措置法 である。 (以下、誤った評価とされる理由を詳しく記載してください。) 第61条の4第4項に規定する交際費等に該当するとして、法人税の更正処分 【消費税・地方消費税の場合の記載例】 及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに復興特別法人税の更正処分及び過少申告 D税務署長は、取引先乙に支払った手数料の金額が、消費税法第30条第1項に規定する仕入税額控除 の対象と認められないとして更正処分等を行った。しかしながら、この手数料については、次の理由に 加算税の賦課決定処分をした。 より、仕入税額控除の対象とされるべきである。 (以下、対象とされるとした理由を詳しく記載してください。) しかしながら、次の理由から、当該費用は広告宣伝費に当たるので、これが 【滞納処分等の場合の記載例】 E税務署長は、私の所有するA町所在の土地を差し押さえた上に、更にB町所在の土地についても差 交際費等に該当するとの認定は誤りである。 押えを行ったが、次の理由により、B町所在の土地に対する差押処分は違法である。 (12)審查請求 (以下、違法であるとした理由を詳しく記載してください。) の理由 1 当該サービス用品の配付対象者は、あらかじめ当社が行った広告 1 委任状(代理人の選任届出書(税理士の場合には、税務代理権限証書)) 代理人が選任されている場合には、委任状(代理人の選任届出書(税理士の場合には、税務代理権限 宣伝のとおり、当社と取引をしている一般消費者である 証書))を添付し、番号「1」を○で囲んでください。 ③ 添付書類の確認 なお、納税管理人を代理人として審査請求をする場合にも、委任状が必要です。 総代選任届出書 総代が互選されている場合には、総代選任届出書を添付し、番号「2」を○で囲んでください。 2 当該費用は、広く一般消費者を対象にあらかじめ行った広告宣伝の内容 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 に従い、その約束ごとの履行として支出したものである。 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する必要がある場合には、その資料を添付し、番号「3」を ○で囲んでください。 4 その他 〕内には、上記以外に添付する書類名を具体的に記載してください。 (注) 3の計数的に説明する資料とは、例えば収支計算書など審査請求人の主張を補充するための資 料であり、証拠書類の添付までを求めているものではありません。 審査請求書の提出先、提出方法、提出枚数、提出期限 1 委任状(代理人の選任届出書) 1 提出先 … 審査請求書は、所轄の国税不服審判所に提出してください。なお、その処分を行った税務署等に提出す ることもできます。 ⑬ 添付書類 2 総代選任届出書 2 提出方法 … 審査請求書は、持参又は郵便若しくは信書便により提出することができます。 の確認(該 3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 提出枚数 … 審査請求書は、初葉、次葉ともそれぞれ正副2通を提出してください。 提出期限 …・ 異議申立てについての決定があった場合には、異議決定書の謄本の送達を受けた日の翌日から起算 当する番 号を○で 4 その他 して1か月以内に審査請求書を提出しなければなりません。 囲ま<sub>と。</sub> ) ・ 申告所得税(及び復興特別所得税)若しくは法人税(復興特別法人税)の青色申告書又は連結確定 申告書等に係る更正等に不服がある場合に、異議申立てをしないで直接審査請求をするときには、処分 があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に審査請求書を提出しなければなりません。